

代替業務提供に伴う調整事項

1 代替業務の提供方法

ア 代替業務を提供する際には、代替業務の基準額（単年）を上回る額の業務を提供する場合、その超過分に対する上限の設定を検討する必要がある。

（提供イメージ）

代替業務提供額（単年）		超過分
代替業務①	代替業務②	代替業務③

イ 提供できる業務額が代替業務の基準額（単年）を下回る場合、次期計画に繰越し又は差額に対する利益相当額（10%）を交付金として支出することを検討する必要がある。

（提供イメージ）

代替業務提供額（単年）			
代替業務①	代替業務②	代替業務③	不足分

↑

交付金 or 次期へ繰越
